

受水槽清掃及び水質検査業務実施仕様書

1 作業項目

和歌山県職員研修所内の受水槽（FRP 製 5 m³×2 槽 屋外地上）の清掃及び水質検査一式

2 業務内容

専門知識を有する技術者を派遣し、受水槽の衛生管理を次の事項に基づいて行うものとする。

（1）受水槽の清掃及び保守点検に際しては、次のことを遵守すること。

- ア 作業者は、常に健康状態に留意し、健康状態の不良な者は作業に従事しないこと。
- イ 作業服、保安帽、ゴム長靴、手袋、マスク等は消毒済みのものを使用する。
消毒液は、次亜塩素酸ソーダ 50～100mg/L 溶液を使用する。
- ウ 使用機器及び用具は、使用前に次亜塩素酸ソーダ 100mg/L 溶液にて消毒する。
- エ 入槽前に必ず、足元を消毒してから入槽する。
- オ 受水槽内の沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質等を除去すること。
- カ マンホールの蓋、蓋の溝、ボールタップ、フロート弁、制水弁、タラップ、配管等の点検、手入れ、錆落とし及びポンプ・バルブ・圧力タンク関係の点検を行うこと。
- キ 作業終了後、受水槽内の消毒を行い、その後、飲料水を供給する給水栓末端の水質検査（水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令の表中、一般細菌、大腸菌群、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH 値、味、臭気、色度、濁度の11項目）を保健所又は上記法律に基づく水質検査に係る登録業者において行い、検査結果を提出すること。
- ク 上記採水は、人事課職員の立ち会いのもとに行うこと。

（2）受水槽清掃作業報告書及び作業写真、受水槽施設点検報告書を提出すること。

作業写真

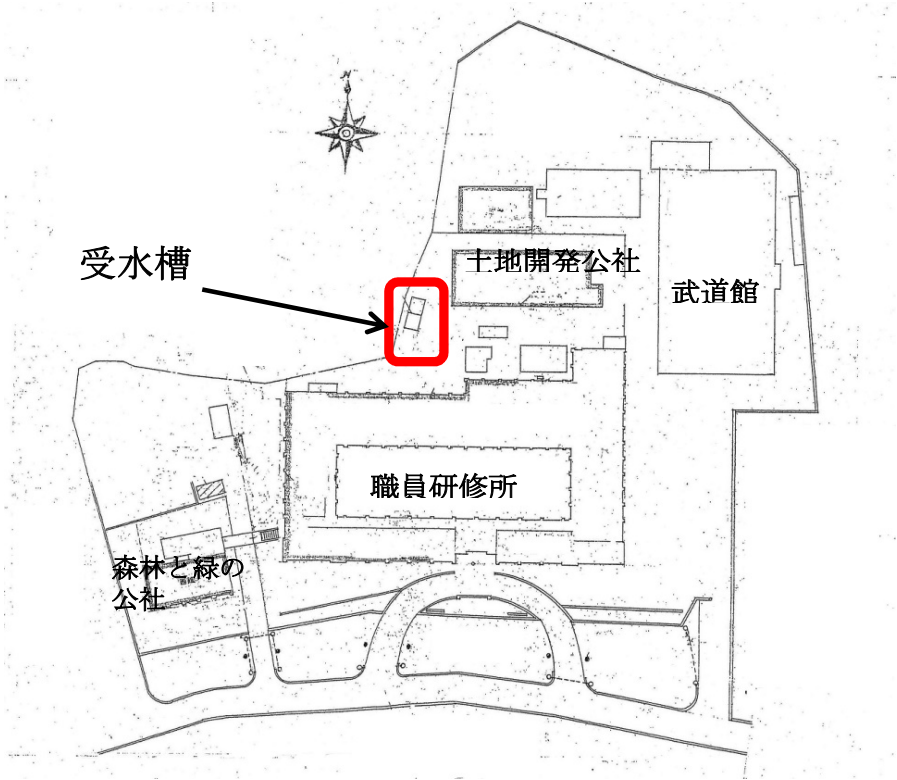
- | | |
|-------------|------------------|
| ア 使用機器の消毒場面 | イ 受水槽入槽時の足元消毒場面 |
| ウ 受水槽内清掃作業前 | エ 受水槽内清掃作業中 |
| オ 受水槽内清掃作業後 | カ 水質検査用水採水時の立会場面 |

※写真は、カラー 80×120mm 程度とする。

3 その他

- （1）作業日については、研修実施日以外（土・日・祝日除く）で行うこととし、具体的な日時については別途協議により決定する。（研修日程は、別紙のとおり。）
- （2）上記に定めるほかの事項については、別途協議により取り決めるものとする。

位置図



受水槽外観



研修所日程

9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
				研修	研修						研修	研修	研修	研修											研修	研修					
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
		研修	研修													研修															
																							研修								